令和５年１０月

# せん定枝は持ち込む前に不適物を取り除いてください

燕・弥彦総合事務組合・環境センターからのお願い

環境センターでは、燕市・弥彦村内で発生するせん定枝を直接持ち込んでいただくことで資源として有効活用しています。

センターに持ち込まれたせん定枝は、リサイクル業者に引き渡し、主に木質ペレットやチップ等に再生され、環境にやさしいクリーンエネルギーとして地球温暖化対策にも貢献しています。

そのため、**再資源化に適さないものの混入が確認された場合は、その場で取り除いていただくか、量が多い場合はお持ち帰りいただくこともあります。**

持ち込まれる前に今一度ご確認くださるようご協力をお願いいたします。

**【受け入れできるもの】**

- ●長さ 1.5m 以下、太さ制限なし。
  （搬入した人が自分で降ろせる範囲のものに限る）
- ●木の根は、土が付いていない状態のもの。
- ★原則はバラ積みです。束ねる場合は、わら縄を使用してください。
  ビニールひもで束ねた場合は、現地で取り外していただきます。

**【受け入れできないもの】**

- ●花・実（果実）が付いたせん定枝
- ●加工された樹木、くい・板・柱・廃材・ビニール類
- ●農作物（農家及び家庭菜園での野菜の茎葉・花なども含む）

**Q. なぜ、花や実（果実）が付いたせん定枝は出せないの？**

**A. 水分含有率の高い花や実（果実）は、木質ペレット等の再資源化に支障となります。花や実（果実）は、取り除いて「可燃ごみ」として出していただくようお願いします。**

| | |
|---|---|
| 受入時間 | 月曜日～金曜日　午前８時３０分から午後５時まで<br>**土曜日　午前９時から正午まで** |
| 料　金 | １０キログラムごとに 100 円 |
| その他 | 燕市・弥彦村在住を確認できる免許証などをお持ちください。 |

裏面もご覧ください

## ●搬入できる主なもの

せんてい枝

土の付いていない根っこ

樹木の幹

竹

落ち葉

## ●花や実（果実）を取り除いてから搬入いただく主なもの

ブルーベリー

山椒

柿

南天

ゆずり葉

ツバキ

イチジク

アケビ

かりん

あじさい

ボケ

やまぼうし

## ●搬入できない茎葉やつる草の主な農作物

なす

さつまいも

問い合わせ先
燕・弥彦総合事務組合　環境センター
〒959-0213　燕市吉田吉栄 777 番地
TEL0256-93-4704